

平成26年第1回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年3月4日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 散 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	3月11日 午前10時00分		
	散 会	3月11日 午後0時25分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	11	東恩納 寛 政	2	石 川 清 友
職務のため議場 に出席したもの	事務局 長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課 長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	新 城 敦		
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建設課 長	金 城 正 明		
経 済 課 長	小那覇 安 隆			

平成26年第1回今帰仁村議会定例会

議事日程第5号

平成26年3月11日（火曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1		一般質問	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名でございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 昨日に引き続き「一般質問」を行います。

順次発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員の発言を許します。5番 與那嶺篤哉議員

○ 5番 與那嶺篤哉君 皆さん、おはようございます。

一般質問を前に、きょうで3年目を迎える東日本大震災にいまだかつて多くの被災者、被災地に対して一日も早い復興を心より願っております。平成26年第1回定例会において、先に通告したとおり3点についてお伺いいたします。

1. 運動公園の管理運営について。村営プールの管理について、12月よりプールの温水が利用できない状況にあるとのことですが、現在はどのようなになっているか。修理を行う予定はあるのか。費用はどれくらいかかるのか。年間パスポートを利用している方への対応はどのように行うのか、お伺いします。

2. 火葬場の建てかえについて。①現在の施設の耐用年数は何年になっているのか。

②老朽化している施設であると思いますが、村としてどのような計画をしているか。

③駐車場の整備計画はあるのか。以上の3点について、お伺いします。

3. 村営住宅の計画について。現在、仲宗根団地12戸が完成し、入居者も決定されていると聞きました。入居者希望70名余りの方が、申し込みされたことに対して、多くの村民が村営住宅建設の必要性を持っていると思います。今後、村としてどのような計画があるのか。各字の児童数で、行政面で行うべき必要性を考え、東部地区への建設予定があるのか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまの村運動公園の管理運営についてのご質問にお答えします。

村営プールは、昨年12月末にボイラーが故障し休館を余儀なくされ、利用者にご迷惑をおかけしていません。まことに申しわけなく思っております。

プールの現状は、全体的に老朽化が進み、年間維持管理費が増大しています。修理を要する箇所は、ボイラーの熱交換機の取り替え、プール水槽の塗装及び屋根の全面取り替えが必要だと思っています。修理は必要最低限のところは行っていかなければならないと考えています。当面の修理費用は、熱交換機の取り替え、水槽の塗装合わせて約500万円の見積額となっています。

年間パスポートで日常的にプールを利用している方へはご理解をいただき、パスポートの期間を延期して登録者に不利益にならないように対処していきたいと思っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 2. 火葬場の建てかえについてのご質問にお答えいたします。

本村の火葬場は、昭和34年に建設され稼働を開始しております。昭和51年には、現在の火葬場に建てかえをして以来、今年で38年が経過しておりますが、建物については、大きな修繕工事が発生しておりません。

平成24年4月より、有限会社ジッポウ工業へ火葬業務等の管理業務を委託して運営しております。

ご質問の現在の施設の耐用年数については、同委託業者によりますと、建物の耐用年数は60年とのこと

でございます。火葬炉等設備につきましても、手動式ですので故障した部品の取り替えや修繕により、今後、長期間でも使用可能とのことでございます。

②老朽化している施設であると思いますが、村としてどのような計画をしているか。

火葬場は、村民がその生涯を終えたときに、親族らと人生最後のお別れをする場であります。一番目の質問でもお答えしましたとおり、本村の火葬場は昭和51年に現在の火葬場に建てかえをして以来、今年で38年が経過し、施設の老朽化が進んでおります。

当面は、委託業者による保守点検の確認により、主要機器の交換や修繕を行っております。今後とも建物や火葬炉等の定期補修を継続して、火葬場施設の寿命の延伸を図っていきたいと考えております。

なお、最新の煙や粉じんの出ない火葬場建築となると多額の予算を要します。最近の見積もりで2億1,700万円程度かかるようです。火葬場整備に活用可能な国の交付金や補助金の制度はなく、基本的には単独負担で整備する必要があります。

また、長期的には、近隣の本部町と北部連携促進事業、一括交付金を活用して広域的な火葬場建設ができないかを模索していき、両町村の火葬業者への指定管理による管理・運営方法を検討していきたいと考えております。

③駐車場の整備計画はあるのか。

平成23年度に、火葬場駐車場の区画線引き工事を行いました。この工事によりまして、遺族や関係者の方々の火葬場、葬斎場の駐車場利用時における車両の出入りについての動線は、かなりスムーズに流れるように整備されたものと思われまます。現在200名の参列者がいても、時間が重ならないので火葬場駐車場の利用で対応できている状況でございます。

駐車場の整備計画でございますが、本村といたしましては周辺の土地を購入しての駐車場拡張計画はございませんが、参列者が多いときには、引き続き葬斎場周辺の地権者に用地の利用について、ご相談を申し上げ、所有の用地の駐車場の利用や、村運動公園の駐車場の利用によりまして、駐車スペースの確保をしてみたいです。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時10分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時11分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 次に、3. 村営住宅の計画についてのご質問にお答えいたします。

村営住宅、建設計画につきましては、北部連携促進事業、補助率70%を活用し、平成28年度に村営兼次団地12戸の建設を計画しておりましたが、今後は兼次第二団地6戸、他地域への建設6戸の分割についても、住宅建設用地等の確認をしながら、平成26年度中に整備を行い進めていきたいと考えております。

なお、新たなる村営住宅の建設計画につきましては、築30年を迎える村営住宅等の老朽化、建て替え及び補助事業等の状況を勘案しながら、今後の計画を検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 答弁を受けまして、再度質問をしていきたいと思っております。

1点目の運動公園の管理についてでございますけれども、年間パスポートを利用されている方々、何名

登録されておりますか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ご質問にお答えいたします。

現在、5人であります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その年間パスポートの金額はどれぐらいですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

月1,000円、年間1万2,000円となっております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 12月から故障しているということですが、4カ月間利用できないと。温水プールですので、冬場の一番利用する時期、12月から4月ぐらいまでだと思えますけれども、その間、温水が使えないと。その利用者の方々は、プールを利用できないという形になろうかと思えます。その温水プールですが、健康増進のために、プールで歩け歩けをすとか。そういう形でのプールの利用状況だと思えますけれども、子供たちも利用する方々もいると思えます。12月から今まではプールは使っていない状況ですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、使用はしておりません。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 プールの利用、年間計画、そのパスポートを持っている方々、その方々に対しての措置はどのように考えているのか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

5名の方がいらっしゃいまして、大変迷惑をかけている次第でありまして、本当に両局長からも答弁ありましたとおり、大変申しわけなく思っております。一刻も早く修理するのが当たり前だと思っておりますけれども、この5名の方にはまだ一応は説明はしておりませんが、親切に丁寧にご説明をいただいて、おわびして、この先ほど答弁したとおり、期間を延長して、迷惑にならないように対処していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 期間を延長してということですが、これはいつごろ修理する予定ですか。早急にできることですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど、教育長が答弁したとおり、500万円以上かかるということの見積額であります。その中で予算

の対処をしておりますけれども、基本的に6月か9月の補正に出して、ぜひ次年度は当初からボイラーをたいて、利用者に迷惑をかけないように対処をしていきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 プールの修繕費が500万円かかるということでありましてけれども、500万円という結構大きな金額に見えるわけですがけれども、ボイラーだけの修理、熱交換器の取り替えということですがけれども、ボイラーだけの修繕費はどのぐらいになりますか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

ボイラーですね。温水ヒーターのボイラーの点検工事等が27万円、あと熱交換器取り替え工事が91万8,000円の見積額となっております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 500万円かかる、約130万円ぐらいですかね。一つ一つ見ると、こんなにかかる金額ではないと思います。4カ月も利用者を待たすような金額ではないと思いますけれども、閉鎖しなければいけない理由というのは、どういう理由で4カ月間も閉鎖という形になっているわけですか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまの質問にお答えいたします。

ボイラーが故障したのが12月25日なんですよ、それで12月補正も終わっております、3月補正ということになるかと思っておりますけれども、120万円工期的にも期間がちょっと、ボイラーが約55日かかるということで、連絡を受けておりますので、基本的には厳しいのではないかと。また予算の面も含めて厳しいのではないかとということで、次年度に一応は修理していこうという予定で、そういうことになっております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 3カ月近く、4カ月に及ぶような修理がかかると。利用する方々は年間パスポートを購入するときにも、温水プールが利用できるからという形での推進で購入したんだという形で、利用者は言っているわけです。目玉だと。要するに村長が施政方針でも述べているとおり、要するに「笑顔あふれる健康長寿の村」を目指してという形で挙げているわけですがけれども、もう4カ月もその利用できない。本当にこの対応が遅いのではないかと、言われてもしょうがないんじゃないかと思っておりますけれども、そこら辺どういうふうに思いますか。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに、長い間迷惑をかけているのは、重々承知しております。ただやはり予算が、財政的には予算がかかる修理でありますので、はいじゃあすぐ交換しますというわけにもいかななくて、当初から予算、例えば計上しておりましたら、修理はできたかもしれませんけれども、これぐらい500万円以上の修理がかかるということは、やはり今の村の財政的に厳しい状況もございまして、また点検からして、どこが壊れているか。全部点検しないといけないわけです。だからすぐ修理というわけにはいかないわけです。点検期

間、あと修理期間ということがありまして、今の予算状況も勘案しまして、今の状況になっている次第であります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 早めに利用できるように、またその温水プールがあれば、いろんな方々、小学生、中学生、高校生、いろんな方々が利用できる状況が出てくると思います。年間パスポート5名しかいないわけですが、多くの方々、村民が健康増進のためにプールを利用すると思います。早急に修繕をして、その村民の健康増進に役立てていただきたいと思います。そこら辺もう一度、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 社会教育課長。

○ 社会教育課長 上間恒章君 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおりですね。利用者には本当に迷惑をかけております。早めに対処していきたいところでございますけれども、4月、5月まだまだ迷惑はかけると思いますが、10月以降には対処していったら、迷惑かけないように対処していきたいと思っております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 続きまして、火葬場の建てかえについて、伺います。答弁書には、昭和34年に建築され、昭和51年に火葬場が建てかえられたという形でありますけれども、これは火葬場、昭和34年に建てかえられた建物、全部の建てかえですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

昭和34年に建設されたのは、今帰仁村で最初の火葬場ということでございまして、それを昭和51年に現在の箱物は現在のものに建てかえた。その当時は、昭和51年当時については、火葬炉含めての建設でございまして、現在は火葬炉等については、10年ほど前にも修繕とか、大がかりな改修をして現在に至っているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 建物自体も昭和51年に建てかえられているわけですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

建物自体、昭和51年に現在のコンクリート造の建物に変わっているということでございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 当初、昭和34年に建築されたのが、昭和51年に建物と炉まで、全部改築されたということで、今の説明だと思えますけれども、その38年が経過しているわけですが、この耐用年数は何年、60年という形でありますけれども、これは法定耐用年数ですか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

コンクリート造の建物としては、60年ほどの耐用年数ということでございます。

あと、炉の部分につきましては、10年から15年余ということでございますので、年次ですね。補修を重

ねてきて、現在に至っているところでございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 法定耐用年数は50年だと思いますけれども、これは調べての答弁書ですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

建築関係の法定のもので調べての答弁ではございません。現在の建物等を見て、現在委託を受けている方々の、結構村役場もそうですけれども、その当時の建物については、しっかりしているということで、剝離も少なく、また途中でペンキ塗りなどをして少し改善をしておりますので、60年は持つだろうということでの答弁で、答弁書を作成しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 法定耐用年数は何年ですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午前10時27分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午前10時27分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

建設関係はちょっと専門でなくて、すみません。そういった聞き取りの中につくった答弁書です。法定的には50年ということでございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 有限会社ジッポウ工業の話だという形であるわけですがけれども、これ行政携わる皆さんの答弁書として、耐用年数60年という形で書いていいことですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現状を見て、使えるだろうということでの答弁でしたので、その辺については、法定のとおり50年ということでもありますので、法定耐用年数としては50年ということでご理解よろしくお願いします。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 別に法定耐用年数として50年であるけれども、業者が自分たちのメンテナンスの面で60年は使えるだろうという書き方だったらわかるんですけれども、「耐用年数は60年です」と。限定していますよね、もう。これは法定耐用年数は無視してもいいということですか。結局その法定耐用年数はなくてもいいということで、要するに自分たちが使えれば、自分たちの判断で法定年数は決めていいということですか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり、自分たちで使えればいいということでは決してございませんでして、補修とか維持管理をやっていけば60年ほど使えるという形での答弁を作成しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** そういう答弁であれば、そういう答弁の書き方があると思います。「耐用年数は60年です」と。要するに老朽化はしているけれども、60年は要するに38年、経過はしているけれども、60年は使えるような施設であるという形で、60年。要するに今から建設に向けて、そういう形で保守点検をしながら、その新しい建設に向けてという形であれば理解できるわけですがけれども、耐用年数は60年ですと。何があるかわからない中で、要するに法定耐用年数というのはあるわけですから、その法定耐用年数の範囲の中で、そろそろ建てかえですよという基準だと思います。

その基準がなくて、要するに60年も超えて、70年も80年も使えますよということなのか、ですね。火葬場、38年が経過して、もう老朽化しているから建てかえようじゃないかという根拠は何なのかということですよ。その法定耐用年数がなかったら、建てかえようということは出てこないわけです。要するに「もう寿命だから、耐用年数がきているから建てかえようじゃないですか」という話が出てくるわけですがけれども、その耐用年数が60年、70年、自分たちで考えて、70年でも80年でも使えるんだという形であれば、建てかえる必要はないわけですよ。何を根拠にこの法定耐用年数というのがあるのかですね。老朽化というのかですね。

だから、老朽化はしていますよと。38年経って老朽化はしていますよ。建てかえが必要ですよ。というのは言っていますけれども、60年も使えますよと。あと20年使えますよという判断を、だれがやるかということですよ。行政の皆さんが結局、この耐用年数を無視して60年と、この60年という根拠はどこから出てきたことですか。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質問にお答えいたします。

法定耐用年数は50年でありますので、今後施設の老朽化を伴ってもおりますので、今後は施設の耐久度検査を踏まえた上で、新しく建築するか。踏まえて検討をしていきたいと考えております。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 5番。

○ **5番 與那嶺篤哉君** この耐用年数というのも50年と。火葬炉については、10年から15年と。これも火葬炉についても、ほぼ耐用年数きているかと思います。その両方の面で、今後どういう形で建設をするか。答弁書にもありますけれども、両市町村、本部と連携をして火葬場建設という形、その考えというのは、どこまで進んでいるのか。お聞かせください。

○ **議長 久田浩也君** 福祉保健課長。

○ **福祉保健課長 島袋輝也君** ただいまのご質問にお答えいたします。

本部町を含めての連携に関することをございますけれども、平成23年度に、そういう與那嶺議員から、「火葬場の建設について、どうお考えですか。」というご質問がありました。平成23年6月議会だったと思いますけれども、そのころから本部町とは、衛生関係の関係で、ごみの有料化等含めて、定期的に会合を持っておりました。その中で本部町の火葬場についても、昭和55年の建設でございますので、そのあたりで両庁建てかえについては、そのころ北部連携促進事業がありまして、本部町のほうで、北部広域を含めて、本部町の主管課含めての会合をしたことの状態です。正式に両庁の広域化に向けての火葬場建設検討委員会を発足をして、具体的に両庁の火葬場が、今現状どうなっているかというものの数字を出しあっ

での議論はしておりません。将来に向けて、そういう方向性でいこうじゃないかという中での現状です。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 答弁にもありますけれども、その生涯を終えたときに、親族らと一生、最後のお別れをする場というのは、別にその福祉の面からも大変重要なところだと思っております。それもこの間の新聞にも災害死の新聞が出ておりましたけれども、遺体の尊厳をどう守るか。要するに進まぬ災害死の想定という形で、東日本大震災3年目に当たるわけですけれども、その災害の死者等の葬儀、それだけ多くの人間がなくなったわけですけれども、家族5名をなくした家族が、要するに近隣の埼玉とか東京とかで火葬をせざるを得なかったと。ドライアイスをたくさん入れて輸送して、火葬しなければいけなかったという状況もあるわけですけれども、その本部と今帰仁との連携した広域的な火葬計画、これは早急にできると思います。その震災とか、いろんな災害を想定した場合に、両町村連携をして、その火葬場の建設に向けてのこれはできることと思いますので、早急にその話し合いの場を立ち上げてもらって、早急に実現してもらうように、考えておりますが、そこら辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時37分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時37分)

福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

新しい、広域連携した火葬場の建設について、早急に建設検討委員会とか立ち上げてやるべきではないかというご質問ですけれども、その件につきまして、定期的に本部町の関係課同士でございますけれども、その関係課で具体的に案を煮詰めまして、両長の判断を持って、できるだけ早い時期に立ち上げていきたいというふうに考えております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 一日も早い立ち上げをして、早期に建設ができるように要望します。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時39分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時39分)

5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 駐車場の整備計画でありますけれども、動線を引いて、スムーズな流れができているという形でありますけれども、答弁書にもありますけれども、参列者が多いときは引き続き、周辺の地権者に用地の利用について、ご相談を申し上げるという形でありますけれども、これは参列者が多い、少ないというのは、どういう基準でやるわけですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

多い、少ないとかということではございませんけれども、現在、火葬場の整備された駐車場におきましては、97台の車が止められようになっております。整備された駐車場ですね。そこに収容できない車につきましては、今は渡喜仁の方が北部製糖のほうから借用しているという土地がありまして、そのほうも

その方々から、鍵も預かりまして、平成23年にそういうお話もやっています。葬祭のときには開けて、使えるように。多い、少ないという判断については、そういう判断ではないんですけども、地域の名士とか、そうあった方には大きく使う場合もありますよというような、場合もありますので、その旨委託をやっているジッポウのほうに、その旨を伝えて、駐車場の利用とか、鍵の開け閉めとか、してもらうように行っております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 周辺の土地、駐車場に使えるようなところの鍵は、役場で管理もできているということですか。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

風力発電のある場所の地域なんですけれども、北糖の土地がございまして、そのこの入り口の鍵はチェーンを張っているところですね。その場所につきましては、鍵を預かっております。最近、中の造成を個人有地で造成している関係で、そばを開けて、最近では鍵を開けなくてもそこから入っているという話も聞いているんですが、できるだけ中の鍵を開けて、スムーズに車の出入りができるように対応するようには指示しております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 その亡くなった方の参列者というのは想定できないと思いますけれども、多い、少ない、少ないのは臨機応変の対応を見極めながら対処していただきたいと思います。

続きまして、村営住宅の計画についてでありますけれども、平成28年度に村営兼次第2団地ということで計画しているということでありまして、今回70名余りの応募申し込み者があったと。それについて、どのような認識を持っているか、お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回新たに新築されました団地への申し込みが70名ということでございますので、議員の質問のとおり、村民ニーズはかなりあると認識いたしております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 これだけニーズがあるということであるわけですけども、平成28年に12戸建設予定していると。その後の計画はありますか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまの質問にお答えいたします。

平成28年度に村営兼次団地12戸ということでございましたけれども、去った議会でも申し上げましたとおり兼次団地に6戸、他地域への6戸を一応計画したいと考えております。その後の計画は現在、持ち合わせておりません。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 70名余りの申し込みに対して12戸、約6倍近い希望者がいるわけですけども、

この12戸、要するに仲宗根団地に採用された12戸でありますけれども、要するにまだ50戸余りが申請を待っているんだと。要するに申し込み者がいるんだということでありまして、要するに平成28年に兼次団地を12戸をつくったにしても、まだ足りないような状況があるかと思えます。何でこういう質問をするかという、東地区、渡喜仁、運天、上運天地区、それと呉我山、そこには団地がないわけです。要するに行政として子供たちの平均化、要するに地域の発展のために、そういう行政の力も大いに必要ではないかと考えるわけです。要するに団地があれば、子供たちもふえてくるのではないかという形も考えられます。人口もふえます。各字の行政に対しても活性化が生まれてくると思えます。渡喜仁、運天、上運天、その地区の児童も天底に通っているわけですが、その児童数も運天、上運天というのは、極端に少ないような地域になっています。そういう計画はないのか。お伺いします。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

村営住宅につきましては、従来校区ごとというふうにして建設されてきております。その中で今回、仲宗根団地が建設されて、そして平成28年度には兼次中学校跡地のほうに、当初は12戸の予定でございましたが、これは分割して東方面に建設を可能にしたいと思っておりますが、この各字に村営住宅を建てるというのは、財政状況も含めて非常に難しい状況があります。答弁にもありますように、築30年を迎える村営住宅、老朽化があつて、これ建てかえしないといかんというものが、今後出てきます。そのときにやはり村営住宅はどうするかということも含めて、今後の計画を検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今、村長は校区ごとということであつたわけですが、仲宗根団地、天底地番ですよね。校区はどこですか。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

この今の仲宗根団地ということではなくて、従来村営住宅は当初建てる時に各学校ごとの校区ごとに建てようという計画で進められたということをお願いしているわけでありまして。

仲宗根団地につきましては、今帰仁小学校校区と考えております。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 仲宗根団地は、今帰仁小学校校区への通学ということであるわけですが、何で近いところ、学校が近いところに通わせないのか。要するに多い学校に何で行政的に子供たちも多くするのか。天底小学校より今帰仁小学校のほうが児童数多いですよね。何で、要するにその平均化することにおいても、距離的にも天底小学校のほうが近いと思えます。行政面に対して土地も天底地番であるという中で、何で今帰仁小学校に通わずなのか、もう一度答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えいたします。

今帰仁小学校校区ということで、仲宗根団地校区が決まっているということなんですが、今天底地番ではあります、旧今帰仁中学校跡ですね。天底地番ではあるんですが、行政区が仲宗根地区ということで

今帰仁小学校に校区を設定しております。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 地番が仲宗根、行政校区というんですけれども、その近くでも天底行政区の方はいっぱいいますよ。元中学校の隣に天底地番の方が天底行政校区の方々がいっぱいいると思いますけれども。これ今の答弁とは違うんじゃないですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時53分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時53分)
教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

ご指摘のとおり、旧今帰仁中学校跡周辺も天底小学校に行ったり、今帰仁小学校に行ったりということがございます。それを指定校区の変更を行っての変更でありまして、指定校区の変更の要件を満たせばそれが可能だと思います。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 今言っているのは、天底地番で天底行政区の方が今帰仁中学校の前にいるわけですよ。だから天底地番だったら、天底の学校に行っている方々がいるわけですよ。中学校のすぐ前ですよ。天底地番である。要するに瑞慶山は仲宗根、喜納は今帰仁、瑞慶山は天底校区と、要するに行政が…。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時54分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前10時54分)
5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 瑞慶山商店と喜納スーパーとあるわけですが、瑞慶山商店は天底小学校に喜納スーパーは今帰仁小学校にと、同じ地域でも結局は今行政変更という形でいっているわけですが、天底校区で天底小学校に行っている子供もいるわけです。要するに今帰仁中学校跡地の前は、結構、天底行政区に行っている人もいっぱいいるわけです。その地域が全部が要するに中学校周辺がみんな仲宗根行政区かということ、そうではないと思いますけれども、そこら辺の答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

地番は天底なんです、今帰仁小学校に通っている児童もいます。それから地番が天底で、旧今帰仁中学校跡の前でも天底に通っている子供もおります。それは行政区が例えば区の行政区が仲宗根か天底かということで、その辺での多分、各世帯での行政区の加入だと思いますので、それでその学校に行ってるということでございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 だから行政として、天底地番であるわけだから、児童数も少ない天底小学校に行かしたほうがいいんじゃないですかという質問なんです。そこら辺、どういうことですか。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前10時57分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時07分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

仲宗根団地の建設計画について、ちょっと述べたいと思います。現在、建築されている仲宗根団地は、本来仲宗根の行政区でございました。それと、幹線の国道505号が道路改良に伴って、立ち退きにより他地域へ子育て世代が移っていたりということもありまして、仲宗根団地となっております。

また、天底小学校校区へは、勢理客団地、それから勢理客第2団地、山岳団地もそして天底団地もあるということで、仲宗根団地は今帰仁小学校区域ということになっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 何かわからないような、わかったような説明であったわけですが、行政区、要するに今帰仁村立小学校及び中学校の通学区域に関する規則というものもあるわけです。それ地番によって、天底校区は、天底、呉我山、勢理客、渡喜仁、運天、上運天の地域と定めると。要するにその規則もありながら、その地番につくった。中学校は1つとして考えていいわけですが、要するに団地として、中学校廃校してひとつになった。その敷地跡の利用ですよ。中で天底地番につくる団地が、要するにその規則に合わせてみると、天底小学校に通うべきではないかと思えますけれども、そうしたら何で遠いところの今帰仁小学校に行かすのか。地番である天底小学校、天底小学校は児童数も少ないところに、行政として配慮すべき点ではないかと思うわけですが、そこまで認めてください。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時09分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時09分)

総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

確かに条例上は学校区制ということもございますが、これは教育委員会の問題でございまして、通学区の弾力化というのがございます。例えば旧湧川小学校、首里原とか、今回の天底、それから仲宗根、行政区が隣接、重複するところは、そういった弾力化もあるかと思えます。これは教育委員会の管轄でございますので。

今回のこの今帰仁小学校に決定したいきさつについては、先ほど申し上げましたとおり、行政区が仲宗根区ということで決定いたしております。地番での決定ではございません。以上であります。

○ 議長 久田浩也君 5番。

○ 5番 與那嶺篤哉君 もう1点。村営住宅の答弁にもある建設計画についてでありますけれども、30年余を迎える村営住宅、老朽化建てかえという形であるわけですが、これは何年度をめどに計画される予定ですか。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、具体的にいついつをめどに建てかえというような計画はいたしておりません。以上です。

○ 議長 久田浩也君 5番。

- **5番 與那嶺篤哉君** 最後に、ずっと前々からも要望してきましたけれども、渡喜仁区、上運天区、運天区、その地区への建設を熱く要望して、質問を終わります。
- **議長 久田浩也君** 次に、東恩納寛政議員の発言を許します。11番 東恩納寛政議員。
- **11番 東恩納寛政君** 平成26年第1回定例会に当たりまして、先に通告してありました4点について、一般質問を行います。

1点目は、臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金事業についてであります。4月からの消費税増税に合わせて、低所得者や子育て世帯に1回限りの臨時給付金が支給される。過去に2回の消費税導入、増税のときも実施された施策で、今回は支給対象も範囲も違うが、今帰仁村の事業について、お伺いします。

- (1) 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時給付金の支給方法（広報・時期・対象者）について。
- (2) 臨時福祉給付金の今帰仁村の対象者数は。
- (3) 子育て世帯臨時特例給付金の今帰仁村の対象者数は。
- (4) 対象者の漏れ者防止等について。

2点目の、旧古宇利小学校及び古宇利診療所跡地利用について。旧古宇利小学校が廃校になって1年目が経過したが、風光明媚な景観環境にある同施設の有効利用については、村内外からさまざまな提案や計画の要望もある。また2007年に休止された古宇利診療所は、7年が経過しているが、いまだに跡利用の計画もない。両施設の跡地利用について伺います。

- ①旧古宇利小学校跡地の管理（環境整備・電気水道等）の現況について。
- ②古宇利診療所跡の沖縄県の対応について。
- ③跡利用の審議委員会等の立ち上げについて。

3点目、今帰仁村防災行政無線の導入について。平成26年度村長施政方針演説において、今帰仁村地域の防災力を高めるため、年次的に各地区で避難訓練を行い、地域防災体制の充実・強化に併せて一括交付金（特別枠）を活用して防災行政無線の導入を実施すると述べていますが、実施計画を伺います。

- ①現在、東部地区において導入されている各字の区内放送（無線通信）とのかかわりは。
- ②導入の開始時期は。
- ③今帰仁村全域の導入実施完了予定は。

4点目に、庁舎で使用中のパソコンのOS Windows XPのセキュリティ問題について。役場の職務の文書作成その他業務全般に必須アイテムである、パソコンのOSのWindows XPのサポートが、平成26年4月9日に終了するが、今帰仁村においても2月12日現在74台のパソコンが使用中である。最新OSへの移行が急がれるがその実施について伺います。

- ①移行に伴い、OSの職員の熟知は。
- ②完全移行実施の時期は。以上です。

○ **議長 久田浩也君** 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時15分)

○ **議長 久田浩也君** 再開いたします。 (再開時刻 午前11時16分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 1. 臨時福祉給付金給付事業、子育て世帯臨時特例給付金事業についてのご質問にお答えいたします

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時給付金事業は、ご承知のとおり4月からの消費税率の引き上げを受けて、低所得者や子育て世帯の負担緩和を目的に、対象者へ臨時給付金を支給するものです。

受給対象者は、臨時福祉給付金は基準日1月1日現在、住民基本台帳に記録されている者で市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等を除く。）等。子育て世帯臨時特例給付金は平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む受給者）であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たない者。ただし、臨時特例給付金の対象者は除きます。

申請受付開始時期については、個人の所得が確定した後となるため、7月を予定している。支給方法については、銀行等への振り込みを基本としております。広報については、給付金の概要等を記載したチラシの全戸配布、事業内容等を村広報紙、村ホームページ等へ掲載し、未受給者が出ないように広報活動に努めてまいります。

(2)(3)について、臨時福祉給付金の対象者数は4,500人程度と見込まれます。子育て世帯臨時給付金の対象者は1,161人程度と見込まれます。

(4)対象者の漏れ者防止について。対象者の漏れ者防止対策としては、支給対象者は非課税者とありますが、地方税法上、本人の同意を得ずに課税情報を用いることができないので、申請前に全戸へ個人情報使用承諾書を求めるためのチラシの送付その他、申告督促の強化を初め、民生委員、各字区長等に協力をお願いして漏れ者が出ないように申請を促してまいります。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時20分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時20分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ①旧古宇利小学校跡地の管理（環境整備・電気水道等）、それから③跡利用の審議会等の立ち上げについてのご質問について、お答えします。

古宇利小学校は、平成25年3月31日に廃止され、平成25年4月1日に天底小学校に統合しました。平成25年6月までは教育委員会で電気及び水道を管理し、教育委員会で支払っていました。

その後は、建設事業者の資材置き場及び現場事務所としての使用申請が出され、電気代水道代は同事業者に負担してもらい、工事完了により、現在は電気・水道とも停止されています。

③古宇利小学校は、平成25年3月31日に閉校しました。当初の閉校式典は平成25年度に予定され、閉校式典を行うまでは、教育委員会管理のもとで、古宇利区が利用できるようにと申し出があり、現在も教育委員会で管理しています。まもなく1年になることから、跡利用の具体的な検討に入るため、管理を村役場へ移管し、地域代表を含めた跡利用審議会の発足に向けてまいりたいと考えます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ②古宇利診療所跡の沖縄県の対応について。平成26年3月4日に県立北部病院、総務課、施設担当に確認したところ、沖縄県の方針は以下のとおりでございます。

①診療所施設の建設には、国庫補助金が充てられており、譲渡に当たっては、厚労省の承認が必要である。

さらに北部病院は補助金の返還及び企業債の繰上償還等も課題となっている。

②診療所休止から5年以上経過しており、来年度の県議会において診療所廃止の手続きを進める予定である。

③平成25年11月25日付、今帰仁村からの無償譲渡要望書については、県立病院課とも調整を進め、上記の課題等をクリアしながら、県立北部病院として進めていきたいとの考えである。

次に、今帰仁村防災行政無線の導入について。現在の東部地区において導入される各字の区内放送、無線通信とのかかわりは。今回、一括交付金（特別枠）を活用し整備を行います今帰仁村地域安心・安全告知整備事業は、村内における安心・安全対策、または公共性を持つ情報等村内住民への情報伝達手段の整備を目的として行うもので、緊急性の高い情報の伝達、予想段階（注意喚起）での活用、また行政情報等の住民への伝達など防災情報に特化せず、幅広い活用を考えております。

当初共用を想定していましたが、委託業者が村内19地区にある放送設備の状況を調査したところ、東部地区を初めとして補助事業等を活用し整備した地区を除き、各地区の放送設備が異なっている状況にあります。

本事業の調査設計を行っている業者から、既設放送設備との共用を行う場合、設置予定の放送に関するシステム改修及び維持管理を行うことは、困難であるとの報告を受けております。よって既設放送設備との共用（連携）は、予定しておりません。

②導入の開始時期は。

現在、設計段階であります。本事業における工事等の開始は、平成26年6月から7月開始を予定しています。

③今帰仁村全域の導入実施完了予定は。本事業の完了予定は、平成26年度末を予定しております。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 質問事項4. 庁舎で使用中のパソコンのOS Windows XPのセキュリティ問題について。

役場の職務の文書作成、その他業務全般に必須アイテムである。パソコンのOSのWindows XPのサポートが平成26年4月9日に終了するが、今帰仁村においても2月12日現在74台のパソコンが使用中である。最新OSへの移行が急がれるがその実施について伺います。

①移行に伴い、OSの職員の熟知は。Windows XPのセキュリティ問題について、事務連絡文書等を活用し職員へ周知を行い、自動更新設定により、常に新しい修正プログラムを適用し使用しています。

②完全移行実施の時期は。外部接続のない閉鎖的環境の中で使用している基幹系パソコンについては、業務に支障を来さぬよう現在、委託業者とその対応方法について、調整を行っております。

インターネットに接続しているパソコンについては、現在順次パソコンの入れ替え作業を行っており、こちらもマイクロソフト社のサポート終了前には対応したいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時28分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時33分)

総務課長より昨日の一般質問、山城太議員の答弁において、訂正がございますので、それを許可いたします。総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 昨日、9番の山城議員の質問に対して答弁をいたしました。「跡利用審議会はいつなんですか」ということですが、訂正をしたいと思います。「行政財産から普通財産に移った時点」ということを表現いたしましたけれども、これについては、「行政財産から普通財産についての移管については、補助金適化法や施設条例との関係がありますので、その利用計画については、期間を申し上げられません」ということで、訂正いたします。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 再質問を行いたいと思います。実質に40分しかないんですが。

まず第1点目の臨時給付金の一般質問開会前に資料請求もしておりましたので、大体理解もしております。今回の一般質問の趣旨は、今までであった2回の消費税創設導入の時期にも、商品券とかあるいは給付金がありました。それはスムーズにいったんじゃないかと思っています。ただ今回は、金額も6,000万円ほどの受給費が今回予算も出ていますし、それから対象も広い上に、その資格を絞り込むのもかなり厳しいだろうと。何よりもあれですね、申告制であるということで、住民が知らないままに何カ月か経過しますと、これはもらえなくなる性質のいわゆる給付金であります。当局、担当者は特に理解していると思いますが、今回もこの中に広報のあり方ということもありますが、やはり申告が一番肝心でありますので、3月終えて、各申告が確定する7月までにこの給付金の対象者が出ています。4,500人とそれから1,161人となっていますが、まずこの対象者を決めたときに、臨時給付金と子育て世帯は重複できないと今回出ていますね。いわゆる福祉給付金をもらった子育て世帯者は、これは2つはもらえないということになっています。この4,500人と1,161人というのは、それを重複をはずした人数なのか。それからまた絞り込むのかですね。

それから今回の予算にも出ていますけれども、4,500人については、5,259万円の給付金を見込んでいます。それから子育て世帯については、全く同じ1,161万円ですから、1万円掛けるちょうどで1,161人でこれは出ていますけれども、これ福祉給付金のほうはちょっと重複しているのか。1,000万円ほど多くなっていますが、そここのところ、再度質問をしたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えします。

臨時福祉給付金に係る予算の捻出方法ということでございますけれども、そのあくまでも概算でございまして、その算出方法につきましては、国のほうから示された内容であります。臨時福祉給付金につきましては、税法上の税法22条守秘義務の関係がございまして、現在、活用できる手法としましては、平成24年度の財政状況調べから算出しまして、1. 基本的に人口。納税義務者（所得割）、あとは納税義務者（均等割のみ）。それから2. 納税義務者数に係る控除対象配偶者数とか、あと控除対象配偶者数、扶養親族者数とか、あと生活保護の被保険者数とかを加味して、まず人口から納税義務者数（所得割）、それから納税義務者（均等割のみ）、それから任意に係るというか。納税義務者に係る控除配偶者等とかというものを計算しまして、そういった数字に4,500円程度と見込んである数字です。それに1万円を掛けた数字となっています。

あと、臨時給付金につきましては、同様に国が示した計算法がございまして、その内容で決めておりま

す。まずは1点目の方法としましては、基準日が1月1日、両方とも同じなんですけれども、1月時点での児童手当受給者数、平成24年度の所得で基づきまして、受給者が何名いるということから、その中から1の児童手当、児童者数の中で、課税対象者に扶養されている児童の割合が何名いるかというものを安全率で、80%を見込んで計算するよとということでの手続をもってやっています。

それから児童手当における特例給付、例えば夫婦2人で扶養義務者3名ですね。奥さんは仕事をしなくて、子供2人いる家庭960万円以上の所得のある方々については、控除をなさいと。引きなさいとということ、それに国が予算計上上、不足しないよとということ、安全率、補正係数を掛けまして、今帰仁村の場合1,161人というふうになっております。それに1万円掛けた数字がその数字となっております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ちょっと理解、長かったような感じがしたんですが、まあいいんですが。臨時給付金は今、子育て世帯給付金はちょうど見積もっていますね、これは計算通り。1,161人として1万円かけて1万1,161万円というのが予算に出ていますよね。だからこの上の4,500人がちょっと予算を多く見ているということ、5,000円も追加された分も入っているだろうということ、質問をしたわけですが、多く見積もった分にはいいと思いますが、両方でいわゆる6,000名ほどの人数を見ている。今帰仁村の住民の6割以上になっていますから、漏れないように。これここに書いてありますけれども、広報とかで。漏れ者が出ないように、全員に行き渡るような方法を、ぜひ考慮して、今後3カ月というふうになっていますから、実際には。本当は6月ごろに間に合えばいいんですが、7月から始まったとして、10月ごろまでにしかできない可能性もあります。延長も可能だということも書いてありますので、なるべくはこの年度内に、1万円の根拠がどういうものかというふう調べてみましたら、やはり3%の消費税の増税分が来年10月までにそのぐらいの負担がふえるということで低所得者及び子育てにいわゆる支給するわけですから、だからその点は忘れないようにして、ぜひ広報を。特に申告ですので、黙っていても来るわけではないわけです。5%のときはそれぞれの世帯を役場が把握をして、はがきを送ってそのまま直接振り込むか、取りに行くかであったんですが、これについては、本人が直接役場に申請をしないともらえないという仕組みですね、実際には。ですから市町村の取り組みについては、とても重要だと思っております。特に申告というのは、村民というのは、なかなか積極的にはやりたがらないものですから、今年は特に、役場の徴税の観点からも、ぜひそこところは力を入れてやってほしいというふうに思います。

始まった制度もこれはまだ、我々もそうなんですが、もらう側も支給の対象者の皆さんもほとんどわかっていないと思いますので、本当に単なる広報だけではなくて、ある意味ではチラシを配るとか。これだけの対象人数がいるわけですから、漏れないように、取り組んでいただきたいということで、この件はこれで終わりたいと思います。

2点目の古宇利診療所の件ですね。古宇利診療所については、先ほど何か、総務課長から訂正がありましたけれども、私はきのうの段階でこれは訂正すべきだろうということだったんですが、これ先手を打たれましたので。特に跡利用については、ここにもあるんですけども、これからいわゆる発足に向けて、きのうの9番議員の質問にもありましたけれども、普通財産に移管してからということ、私はこれはお

かしいと思っていたんですが、いち早く気がついていただいたので、自主的にきのうの発言を削除ということになるかと思いますが、普通財産に移管するというのは、ある意味では、今残っている校舎の補助金の残額ですね。これが非常に問題になると思います。それで今現在、校舎がいくつかあると思いますが、新しいのもありますので、今残っている校舎で一番新しいのは、あと何年ぐらいで償還が終えるのか。これ年度数ですね。答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

古宇利小学校、中学校跡地の中にあります教室の中で、平成8年2月に完成をしています古宇利中学校分の特別教室がございまして、整備当時に簡保資金が投入されております。償還期間が平成32年度、平成33年の3月31日までとなっていて、元利償還金でただいま平成26年3月時点で497万7,473円の元金が残っております。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時46分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時46分)

11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今回の答弁の中でありました。この前、現場踏査も見て、その場所は確認しておりますし、建物からしても、かなり新しいということで、まだまだ償還が残っているだろうと思ったんですが、今の答弁ではあと6年ほどあると。きのうの総務課長の答弁では、いわゆる普通財産に移管したら計画を立てるということでありましたので、もしそのとおりであれば、あと6年間は使えないということになったということで、これ私は重要だと思っていたんですが、そのことはもちろん勘違いだろうということで理解しております。

それできのうの9番議員の質問と重複しておりますけれども、その跡利用審議委員会がまだ立ち上がってない。古宇利小学校跡のいわゆるこれまでやった閉校委員会も今年、今月中には、閉校式典というか、閉めるということも聞いておりました。区長にも確認したら、それは予定はしているということであつたんですが、それが何日になるかまではまだ聞いていないんですが、あと今月中にはそれができれば、もう立ち上げも始まらないと間に合わないのではないかと。古宇利小学校の跡利用については、既にモデルが3つぐらいありましたので、旧今帰仁中、旧兼次中、そして旧湧川中学校、既にすべてにおいて跡利用が行われております。特に一番近い湧川小学校であれば、今月に落成式の予定もしております、3年が経過して、ある意味ではスタートもしているわけです。

湧川小学校の場合を見ますと、平成22年度3月に閉校し、6月には審議委員会が既に募集も始まり、8月には契約も完了しております。古宇利は1年を超しております。去年もこの一般質問も出ておまして、前教育長の答弁からもありました。「1年間は、教育委員会に移管をしたまま、古宇利の中で古宇利小学校も閉校式典も終わらさないうちで」ということで、1年ということは聞いておりました。それまでに私は準備をして、既に跡利用審議委員会を立ち上げているものだと思っていたんですが、まだそれどころではない。もう既に湧川小学校よりも1年もおくれているわけです。

でも当局のきのうの答弁ではまだまだその審議委員会どころか、その跡利用の計画もないということで、

これはとても今後の問題を残すのかなと思っております。当事者であるところの古宇利のほうも、「自分たちが使うものだ」というふうには何か思っているような感じもあるんですが、これ今、跡利用は、スピードを持ってやらないと、とてもじゃないけど、その利用をうまく使うというのは非常に厳しいのではないかと。特に現場踏査をして感じたのは、あののっている校舎の一部、その辺のそれからちょうど校門から入ったところが私有地であるというのが一番問題だと思っています。本来なら、学校をつくるときに、教育委員会がそこを買収をして、行政のものになっておかないといけないと思いますが、それが30数年、もつとなりますね。学校創立128周年ですから、その間でまだいわゆる個人有地があるというのが、とても大きな問題だと思っています。そして今、買収の交渉もしているらしいですが、最近のバブルというのか、土地が高騰していますね。中には坪10万円あたりというところも出ておりますが、そういうのが、持ち主に地主にいろんな刺激を与えて、なかなか買収が進まないということで、これはもう跡利用も相当支障が出ると思いますが、どういうふうになるんですかね、これは。ですから今、きょうのこの答弁の中にも「まもなく1年になることから、跡利用の具体的な検討に入るため、管理を村役場へ移管し」と。そして「地域代表を含めた跡利用の発足に向けてまいりたい」というふうにはあるんですが、この湧川の例からすると、とてもじゃないけど、スローモーで間に合わないと思います。その辺はどのように考えているか。答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午前11時51分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午前11時55分)

学校教育課長。

○ 学校教育課長 田港朝津君 ただいまのご質問にお答えします。

古宇利跡地の中にあります個人用地の状況について、ご説明いたします。

現在、現場踏査でもごらんになったところになります。学校用地の中に4筆の個人用地がまだあります。4筆4名の土地になります。鑑定評価を昨年10月1日付の鑑定評価をもとに、地権者とは交渉を進めておりまして、その中に、坪当たり5万3,600円という価格で、この鑑定評価の内容も報告をしております。その金額に対して、まだご理解といえますか。了解が得られなくて、まだその用地を購入、もしくは借り上げる、最終的ないくらで借り上げるとか。いくらで購入するというふうには妥結を見出しておりません。その1人なんですが、その方の土地に教室がかぶっていることと。ほかの3人の方のところはグラウンドの更地の状態ですので、教室のかぶっているその土地の移行が最優先になると思いまして、そっこのほうを優先的に交渉をしております。また、今週末も用地交渉の日程を入れてもらっていますが、まだ快い返事はいただけていない状況があります。

跡利用の審議会につきましては、総務課長のほうよりお願いします。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

跡利用審議会ということでございますけれども、現時点ではまず行政財産でございます。行政財産から普通財産に移管するには、その目的が終了ということが前提となっております。

先ほど学校教育長からありました償還金がまだ残っていると。これについては、目的が終了して普通財

産に移管した場合、仮に償還が残っていても、無償で貸し付けるという条件を整えばそれは可能かと思っております。そういうことで、現時点で跡利用の具体的な時期ということは申し上げられないというふうに答えております。以上でございます。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 今、総務課長の答弁なのですが、「無償で」というのは、当然のことながら、償還が残っているうちは、当然無償になるわけです。今普通財産に移管というのは、あくまでもその借金が残らなければ売却してもいいと思うんです。ただ補助金返還法といいますか。その中で言えば、学校としてつくった跡であるから何年も使えないというのは、もちろんあると思います。でもそれは最終的には償還が終われば消滅すると、私は理解しております。そうすると、今のきのうの答弁のとおりであれば、6年間はまだ学校は使えないということですね。あれは間違いだったと思うんですが、湧川小学校でもそうだったんですが、実際に無償にしたのは、いわゆる役場が跡利用を民間に託す場合に、そこから利用料をとっていけないということで、もしそういうことがあれば、すべての補助金返還ということにもなるということで、今いろんな資料もあるんですよ。そういうことは当然、考えられるわけですから、無償譲渡で貸すというのももちろん視野に入れて、早めに立ち上げなければ、校舎も古くなってくるばかりです。体育館なんていうのは、とくに償還期限は過ぎているというふうに聞いていますから、だから要は、その審議委員会を立ち上げて、募集に入るべき段階に入っていると思うんですよ。もう1年過ぎているわけですから、いまだかつて、ここに書いてあるように、これから発足に向けてまいりたいというのは、これはとても遅いんです。

副村長を中心に、別の手もあると思いますが、それを立ち上げて、委員会を立ち上げる段階だと思いません。先ほど質問をしたのは、どうなっているかというのは、そのところなんです。古宇利との話し合いをしてから、向こうの意向を聞いていくというのは、私ら、湧川出身からすれば、とても考えられることではないです。湧川は区民の意向は一切無視ですから。その前に立ち上げて、私たちはできて後に聞いたわけです。そのやり方も私は拙速だと思いますが、しかし、今のやり方はもっと遅いんですよ。立ち上げなければ話にならないじゃないですか。再度、村長なり副村長なり答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。 (休憩時刻 午後0時00分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。 (再開時刻 午後0時05分)

教育長。

○ 教育長 新城 敦君 ただいまのご質問にお答えします。

古宇利区との確認というか、覚書があって、当初平成25年度中に閉校式典を行うということで、覚書を交わしているんですが、実際、閉校式典は平成24年度で終了しております。その後で古宇利区の閉校準備委員会の中では、この1年間を通じて、例えば閉校記念運動会をしたいとか、それから校舎を使って、廃校記念誌をつくっていくために、1年間は古宇利校舎を貸していただけないかという意向が入っている関係で、今年度1年間は待ったわけです。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 その経過は既に聞いていますから、じゃあどうするのかということですよ。こ

れ1年間何も考えていなかったということなんです。跡利用は当然考えられるんです、あのころから。平成24年度の閉校ですから。古宇利区が向こうの言い分としては確かにそうかもしれません。それは待ってくれと。でも跡利用についてはじゃあどうなるんですか。これからまた1年間待つわけですかね。平成25年度ということは、3月までが平成25年度ですから、平成26年からは新しい事業にならなければならないわけです。当面には、今から発足に向けてとか。だから当然立ち上げていなければいけないのではないかとということなんですよ。教育長の所管は向こうに移るといことですから、主体はここでいいんですか。総務課長、副村長、村長、どうします。全然案はないんですか、今これから後どうするかというのをもう示していい時期なんです。また今から委員会発足に向けてなんていうものではないんですよね。この前のきのうの答弁の中にも一つありましたけれども、じゃあ地元から何かないのかといたら、1点は当事者から要望があったと答弁していましたよね。1点だけじゃないと思いますよ。ほかの人も含めて、私たちも含めて、こういうことをしたいと。当然、副村長も村長も耳に入っているんじゃないかと。何かないんでしょうか。これで。結局はそのままにして、いつのまにかどさくさにまぎれて、どこに決めましたということにならないように考えられないかです。もう一度、強い答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほど、教育長からも答弁がありましたように、この古宇利小学校の統合のときに、字といいますか。閉校準備委員会というか、向こうとの約束ごと覚書があって、1年間は古宇利区の皆さんが利用してもらったということがありましたので、それ以前には、土地利用審議会の発足というのは難しいのかなというふうに考えておりました。先ほどもありましたように、この敷地内に民間の土地もあると。それをずっとこれまで教育委員会の中で、地主との交渉もしているわけですが、そういう解決をしないといかんということがありまして、これまで待っておりますが、これにつきましては、平成26年度には早めに、いろんな整理をして、跡地利用の審議ができるように、審議委員のメンバーも決めて、早めに発足していきたいとこのように考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 平成26年度は、来月からすぐですから、その意味では、本当にスピードをあげて、それと今までやったのは、これまでも湧川もそうですが、もうあのときの審議委員会は解散していますよね、確か。そうすると、もう4月からすぐ発足しないといけないのではないかと思います。またいろいろな意見が出てくると、あっという間に来年になりますから、これは委員長を決めてやっていく必要があると思います。その構想については、今は公表の段階ではないわけですか。もしあれば。

○ 議長 久田浩也君 村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

今、委員のメンバーについては、具体的に申し上げられる段階ではございません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 これ以上は、できるのを待つしかないんですが、質問はまだありますので、これに並行して、跡利用の中に古宇利診療所跡もあります。これについても答弁がありました。この中で

その診療所を休止から5年経過して、来年度の県議会において診療所の廃止の手続を進める予定という。この来年度は、平成27年なんですか。平成26年なんですか。この時点では。この来年度の意味は。

○ 議長 久田浩也君 福祉保健課長。

○ 福祉保健課長 島袋輝也君 ただいまのご質問にお答えいたします。

県からの回答では来年度という趣旨ですけれども、これについては、平成26年度中にということで回答を得ています。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 この時点での来年度は、今年度、いわゆる平成25年度から来年度と理解しています。これについては、今言ったように、答弁、質問趣意書にもありますが、7年も経過しておりまして、ほとんど動いていないですね。地元が使いたいというのがありますし、議会にも要望が来ておりまして、まだあります。それで私も個人的に、これには総務課のいわゆる県立北部病院総務課の担当となっておりますが、実質は県の病院事業局なんですね。向こうがタッチしています、予算についても。ですから直接、担当にそういうことで聞いてみたら、そういう跡利用については診療所は休止をしているということは、廃止は目の前です。あっちこっちのそういうところで使うところについていえば、この地域からの声が一番大きいと。ですから担当課のほうにいろんな要望が来ていて、それは今整理する段階ですが、この整理の仕方が逆だと思っています。県が決めてやるんだということですが、県は逆なんですね。地元がそういう要望があれば、払い下げの準備はできますよというふうに言っているんですよ。ですからそこは少し考え違いをしているのであれば、それはもう一度正して、今出ているのを整理した中で、今帰仁村にとっては、どこが使ったほうがいいのかというのをまず決めてから、それを上に持っていけば、県は村に移管するんです。村に払い下げをして、そこからまた民間にと、いきなりはすぐはもちろん無理ですから、そういう話は逆だと思います。だからすべて今、これにあるのも、いわゆる県の動きを見ているんですが、反対なんですよ。地元の動きが先に出て、それから後押ししてもらおうという手法をとらなければ、そうでないと、この県立北部病院からすれば当然向こうの公営、診療所の返還ですよ。企業債とかもありますから、当然向こうとしてみれば、有償で借上げ、買ってもらいたいということもあるかもしれませんが、しかし手法としては、今帰仁村にある土地の建物ですから、使うのは今帰仁村であるという観点から、ぜひ村主導でやっていただきたいということです。時間もたくさんないので、これについてはぜひ跡利用と一緒に、この病院、診療所跡も考えていただきたいということで、担当課よりも、これもトップだと思いますので、村長のこの診療所跡の利用について、どういう考えなのか。答弁を求めたいと思います。

○ 議長 久田浩也君 休憩いたします。

(休憩時刻 午後0時13分)

○ 議長 久田浩也君 再開いたします。

(再開時刻 午後0時13分)

村長。

○ 村長 與那嶺幸人君 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

古宇利診療所の跡地については、これは土地が村有地で、そして古宇利小学校と隣接をしております。そういう意味では一体となった跡地利用を今後検討していきたいと考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 小学校跡もそうですが、もっと早く動くべきなのは、この病院跡、診療所跡だろうと。屋我地診療所も既に再開しております。今まで休んでいたのを。診療所としての再開はもうないと思いますが、せっかくのあの建物をそのまま置いておくというのは、とてももったいないし、それから地域からの要望もあるんです。地域というのは古宇利だけではなくて、この辺からの要望です。それは念頭に置いていただいて、スピード感をもってぜひ、学校跡も診療所もやっていただきたいと。6月議会にはぜひこういったところで新しい芽が出ているのを期待して、ここの分は終わりたいと思います。

3点目の防災行政無線、これについては村長、今年は防災行政無線のスタートの年だと私は思っております。私の第1回目的一般質問はこれでありまして、ある意味では20年ぐらいかかっているのではないかと思っておりますが、今年はその実施について、予算も2億2,184万7,000円と入っているわけですので、実施には大変期待をしておりますが、その中で東地区においては、湧川、天底、勢理客、仲宗根の一部は、区内放送が始まっております。区内放送、無線放送です。いろいろと聞こえづらいというところもあるんですが、一応は始まっておりますし、私もそれは評価しています。その中で今、今回の防災無線がこの全体の村内の全体のいわゆる整備だということで2億2,000万円余りなんですけど、これで全部できるのかがとても疑問なんですけど、答弁の中にも導入予定は、平成26年度末までということで、この1年でやると。期間としては十分なんですけど予算の措置としては少し足りないような気がします。そういうところの補足として、いわゆる今使っている。今既にこれ村づくり交付金だったか、別の事業で既にできていますよね。この東地区に。この部分は足してこの2億円に入れてやれば少し、全体としても早まるのではないかと。これだけで19字、全部を新規に入れるというのは、厳しいと思います。これどうでしょうかね。財政的に。これだけで全部、ほかの市町村がやっている防災無線同様の働きができるのかどうか。この予算で。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

村全体、全部これで十分カバーできるかということでございますが、これについては、従来の字別の戸別の放送と違いまして、防災無線、そして行政無線、これについては、十分村内のエリア、十分カバーすることが可能だと考えております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 2億円で全部やります。どのぐらいのものか。できるということでもいいと思いますが、これで1週間ぐらい前にも震度3ぐらいの地震があって、それが全村に対するいわゆる一斉放送につながるようであればいいんですが、せっかく新しいのができているのであれば、あれをうまく利用するのもどうかと思いますが、これが行政無線はある意味では、村からの区への一方通行になると思いますので、それを今あるものを使って、区内の放送にいわゆる割り込みで入れるようにするには、今あるものも活用したほうがいいのかということで提案してあるわけです。2億円の金額で果たして全部に行き渡るぐらいの設備ができるのかどうか。また山の上に送信所も建てるということですので、技術的なものはちょっと専門家に任せるとして、その今回の導入についても、去年ぐらいから区長を中心に東側であれば

出てきているので、これは防災無線だという声も聞こえているわけですね。実際には防災無線はまだ入っていないんです。今帰仁村は今からです。だからこういったものも、ある意味では正式に入るんだと、村内に広報をして、広報紙ですね。でやる方法もあるかと思います。具体的には、2億円余りの工事になりますが、村内の業者の請負もあるかどうかですね。特殊な事業なので、すべて特殊な業者に任せるのか。それとも村内の業者の入るすきがあるのかどうか。答弁求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、委託設計中のごさいますて、工事の発注等については、これは村内業者がやっつけられるのか。または特定専門業者によるのか。現段階では資料として持ち合わせておりません。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 具体的には工事はいつごろから始まる予定ですか。これには本年度となっておりますが、工事の始まる年。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

工事の開始時期、発注時期といたしましては、6月か7月ごろを予定しております。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 駆け足になってきたんですが、行政防災無線は長年の今帰仁村の課題がやっつけられるのかなということではありますが、ただ予算の措置については、どうもやはりいささか私としては不安なんですが。あとまた補正の余地もあるものかと思っております。

最後の庁舎で使用中のパソコンについてですが、答弁にはこのとおり出ておまして、質問する段階で役場の現況ということで、資料請求を2月12日に行いましたら、このXPの問題は、皆さんもインターネット等でよく知っているかと思いますが、とても人気のあるソフトだったんですが、もう使えなくなるのが、3年ほど前から「使えない、使えない」できて、やって去年からもうあと1年ですよということで秒読みに入っていました。本当の意味でいうと、2000年問題に匹敵するぐらいの大きな問題なんですね。これが来月の4月9日にそのまましておきますと、場合によって役場全体はパニックなるのではないかと、いう大きなものです。皆さんが一番、当局は準備していると思っておりますが、今資料で見ますと74台が2月12日現在であったんですが、2つに分けて、基幹系が32台、情報系が42台となっています。基幹系というのは、パソコン、インターネットにつなげないで、この計算とか、文書だけつくる分には問題ないわけです。その部分が32台、そして一番問題なのが、情報系のPCとあって、インターネットにつないで直接やりとりをして、ウイルスも受ける可能性があるのが情報系です。

これをいつまでやるかということをお聞きしたら、基幹系については、2月いっぱい全部撤去すると。情報系は3月中というふうにありましたが、全部変えましたかね。各課に聞くよりもまとめていいんですが、すべて新しいのに変えたかどうか、答弁を求めます。

○ 議長 久田浩也君 総務課長。

○ 総務課長 島袋隆則君 ただいまのご質問にお答えいたします。

各課全部変えたかということでございますが、各課に配付はしておりますが、現在、業務の関係で接続していない部署、機器もございます。以上です。

○ 議長 久田浩也君 11番。

○ 11番 東恩納寛政君 ということは、まだ使っているということで理解していいですね。あと本当に半月ないわけですが、実際には来月の9日です。リミットですね。本当にそれまで残っていた場合には、もう対処のしようがないんですね。今からもう始まっているんです。今使っている人はわかると思いますが、ウイルスに感染しますと、もうこのパソコンは使わないほうがいい。みんなが使っている情報が全部、外部に漏れてしまって、村長、副村長あるいは私たちの個人情報全部流出してしまう。本当に危機意識はこれにあるとおり、熟知しているかといったのは、そういう意味であったんですが、みんながその意識を持っていかないと、今帰仁村の情報が全部漏れてしまいます。それよりもまず仕事自体が止まってしまう可能性がありますので、これは大したことはないと思っているかもしれませんが、来月の4月9日までにはすべて撤去ないしは更新することを期待して終わります。

○ 議長 久田浩也君 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(散会時刻 午後0時25分)